

# 酪農学園大学 経営環境学科・環境マネジメント学科同窓会会則

制定 2002年3月15日

改定 2009年3月11日

## 第1章 総則

第1条 本会は、酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・環境マネジメント学科同窓会と称し、事務局を北海道江別市文京台緑町582番地1酪農学園大学内に置く。

第2条 本会は、卒業生の親睦と連携を図り併せて酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・環境マネジメント学科の充実と発展に期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 卒業生名簿の整備と作成
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会員

第4条 本会の会員は酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・環境マネジメント学科を卒業した者とする。

## 第3章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- |      |         |
|------|---------|
| 会長   | 1名      |
| 理事   | 各期生より1名 |
| 会計   | 1名      |
| 会計監査 | 1名      |

第6条 卒業期理事は、各卒業期会員の互選により、各1名選出される。

- (1) 理事は理事会の互選により、1名の会長を選出する。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第7条 役員任期は、4年とする。ただし再任は妨げない。

## 第4章 事務局

第8条 事務局は、原則として本学園に勤務する卒業生をもって構成する。

第9条の1 事務局員は、事務局員の互選により、1名の事務局長を選出する。

- 2 事務局長は、事務局の会務を総括する。

## 第5章 会計

第10条 本会の会費は15,000(終身会費)とし、卒業年次に徴収する。

第11条 会計年度は、4月1日から翌年3月末日とする。